

これまでの経緯

- 平成 31 年 2 月 「市民会館等文化施設のあり方検討庁内会議」を設置
庁内関係課で構成、計 8 回開催
文化施設のあり方を調査・検討
- 令和 4 年 8 月 「ホール等文化施設のあり方に関する検討委員会」を設置
有識者や公募委員をメンバーにて構成、計 5 回開催
展示・ホール機能などを有する文化施設のあるべき姿について検討
- 令和 5 年 5 月 「ホール等文化施設のあり方に関する検討委員会」より提言書を受領
- 令和 5 年 6 月 「ホール等文化施設のあり方に関する基本方針（素案）」を策定
- 令和 5 年 6 月 市民政策コメントの実施
- 令和 6 年 2 月 「ホール等文化施設のあり方に関する基本方針」策定
- 令和 6 年 8 月 「新たな文化施設の整備に関する有識者会議」設置

～ 文化芸術・まち・ひとがつながる場へ ～

1 はじめに

- ▶ 鳥取市は、文化芸術を振興することにより、市民の創造性と豊かな心、地域への愛着や誇りを育み、市民やまちの活力を高めることで、市民にとっても訪れる人にとっても魅力的なまちとなることをめざして取組を推進している。
- ▶ 文化芸術の振興を図るうえでは、市民の文化芸術活動の拠点となる機能・施設などの存在は欠かせないものであり、市民会館、福祉文化会館、文化センター・ホールは、いずれも稼働から50年前後が経過し、施設・設備の老朽化などの課題を抱えている。
- ▶ これらを踏まえ、文化施設のあり方を検討する庁内会議による調査検討及び専門家等で構成する外部検討委員会において、文化施設のあるべき姿について幅広い観点から検討を行い、鳥取市における今後のホール等文化施設のあり方に関する方向性などについて定めるものである。

2 ホール等文化施設の基本的な方向性

(1) 文化芸術機能の充実

- ▶ 展示、鑑賞など必要な機能を充実することにより、市民の文化芸術活動の促進、発展を図る。
- ▶ 良好な環境の創出により、優れた芸術家や地域の文化芸術活動の担い手などの育成を図る。

(2) 統廃合・複合化による総量の削減

- ▶ 施設の統廃合により総延床面積を削減することで、建物の更新経費や維持管理費を縮減する。
- ▶ 複合化により多くの人が集まる拠点とすることで、賑わいの創出や民間投資の呼び込みを図る。

(3) 全市的な観点による再配置

- ▶ 多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりの考え方を踏まえ、中心拠点には市全体の文化芸術活動の拠点としての機能を配置し、地域生活拠点には、各地域の特色に応じた文化芸術活動の拠点としての機能を配置する。

(4) 市有以外の施設も含めた機能分担による効率化

- ▶ 立地、機能、規模などの面において、同一地域内の既存施設（公共・民間）との重複を避ける。
- ▶ 舞台、照明、音響、客席、練習室、展示室、収蔵室などの機能を基本としつつ、中心拠点と地域生活拠点での機能分担を図る。

(5) バリアフリーに配慮した施設整備・運営

- ▶ 高齢者や障がい者などすべての利用者の利便性等に配慮した施設整備および運営を基本とする。
- ▶ まちづくりを進めるうえで、文化芸術の振興ならびに福祉の増進の両面に寄与する施設とする。

(6) 民間の資金やノウハウの活用による施設整備・運営

- ▶ 事前に十分な情報公開・共有を行うことにより、民間事業者などが参画しやすい環境を整える。
- ▶ ネーミングライツなど、施設を有効利用することにより運営面における財源の確保を図る。

(7) 施設利用を促進するための仕組みづくり

- ▶ 幅広い世代の人が訪れる要素を取入れることで、施設と「まち・ひと」との関係性を創出する。
- ▶ 文化芸術の普及啓発や稼働率向上（平日）の観点から、学校など各種教育機関との連携や、利用を促すための支援制度などを設ける。

(8) 地域ごとの具体的な方策の検討

- ▶ 文化施設のあり方に関する具体的な方策については、地域（中心拠点・地域生活拠点）ごとの現状・課題などを踏まえたうえで個別に検討する。
- ▶ 中心拠点における具体的な方策については、中心拠点だけでなく、市全体の文化芸術活動の拠点としての機能も担うことを踏まえ、優先的に検討を行う。

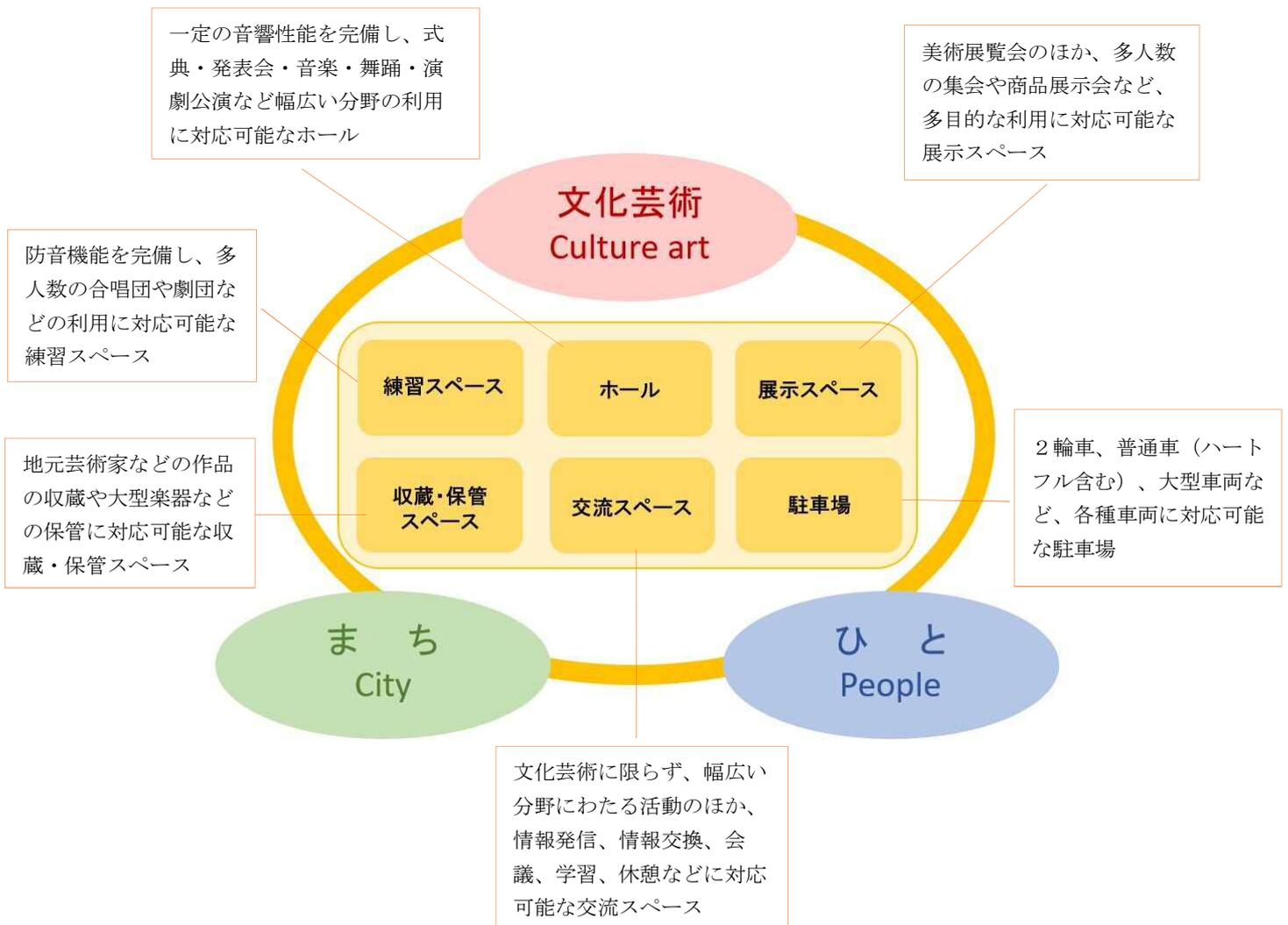
3 中心拠点におけるホール等文化施設の方向性

(1) 既存施設の再編

中心拠点の対象4施設とも開館から50年前後が経過し、建物・設備の老朽化、駐車場の不足、バリアフリー対策の限界などの課題を抱えており、現状のままで各施設を使い続ける場合、耐震改修や設備更新などに多額の経費を要することが見込まれる。一方で、人口減少・高齢化の進行による自治体の歳入の減少を踏まえ、施設を統廃合することにより総延床面積を削減することで、将来に向けての建物の更新経費や維持管理費を縮減していくことなどが必要となっている。こうした現状・課題を踏まえ、中心拠点における文化施設のあり方に関する方向性を次のとおり定める。

- ① 市民会館、文化センター・文化ホール、福祉文化会館の4施設を再編し、本市における文化芸術振興の拠点となる新たな施設の整備について検討を行う。
- ② 新たな施設の整備候補地については、利用者の利便性、賑わいの創出、文化芸術の振興などの観点から検討を行う。
- ③ 新たな施設に導入する機能とそれぞれの規模については、現在行われている文化芸術活動の維持・促進を図ることを念頭に検討を行う。
- ④ 市民会館および文化センター・ホールについては、建物設備の現状・課題や新たな施設の整備に向けた見通しなどを踏まえ、利用を停止する時期や建物・土地の利活用に関する検討を行う。
- ⑤ 福祉文化会館については、建物設備の現状・課題を踏まえ、関係団体などと協議しながら利用の停止や建物・土地の利活用に関する検討を行う。

■新たな施設に導入する機能のイメージ



(2) 期待される効果

① 文化芸術の振興

- ▶建物や機械設備が更新され、良好な活動・鑑賞環境が提供されることにより、市民の文化芸術活動のさらなる促進につながる。
- ▶本市の文化芸術振興の取組の象徴となる拠点施設ができることにより、文化芸術に対する市民意識の高揚につながる。
- ▶良好な活動・鑑賞環境が提供されることにより、国内外で活躍できる次世代の優れた芸術家や、地域の文化芸術活動の担い手などの育成につながる。

② 安全性・利便性の向上

- ▶建物や機械設備が更新され、耐震基準の充足のほか、防災・減災面を考慮した設計、最新の防災設備が導入されることにより、施設利用者などの安全・安心の向上につながる。
- ▶今日のユニバーサルデザインの考え方や利用者の意見および利用実態などを踏まえた設計施工により、管理運営における業務効率の向上や、利用者の利便性の向上につながる。

③ 公共施設の総量縮減

- ▶施設整備により一定程度の床面積の増加は見込まれるものの、本市の所有する施設の中でも比較的規模の大きな4施設が統合されることにより、公共施設の総量縮減につながる。
- ▶再編に伴う施設数の減少のほか、同様の機能を持った施設が集約されることにより、市有財産の有効利用や施設管理運営業務などの効率化につながる。

④ 集客力の向上

- ▶建物・機械設備の更新に合わせて、貸館機能以外にも複数の機能を導入することにより、催事がない場合においても一定の利用が確保されることで、利用者の増加につながる。
- ▶施設性能の向上や新たな機能が付加されることにより、麒麟のまち圏域や県中西部地域など他地域からの利用が加わることで、稼働率の向上や利用者の増加につながる。

⑤ 中心拠点および市全体の活性化

- ▶複数の機能を持った集客力のある施設が整備されることにより、中心拠点に恒常的な賑わいが創出され、それが市全体に波及することで、新たな民間投資や人の呼び込みにつながる。
- ▶施設の縮減に伴い、廃止となる施設の建物や用地を新たな目的に活用することにより、財源の確保や中心拠点地域および市全体の新たな活性化につながる。

4 再編の実現に向けて

- ▶ホール等文化施設の再編を進めるにあたって、多岐にわたる調査検討や利害調整などが必要であり、多くの労力と時間を要することが見込まれる一方で、既存施設の老朽化は年々着実に進行しているところであり、耐震対策など利用者の安全安心、バリアフリーなど利便性の確保、修繕・維持管理経費など負担抑制といった観点から、スピード感を持って進めていく。
- ▶特に、昨今の他地域における大規模地震による被害の状況を踏まえ、耐震性能が著しく低い施設については、優先的に対応する必要がある。
- ▶中心拠点においては、指定管理者などと連携しながら既存施設を管理運営する中で、緊急性や重大性のある事象に対し、必要最小限度の範囲で対応するとともに、これと並行し、概ね10年以内の再編の実現を目途に、必要となる条件整備を着実に進めていく。
- ▶新市域を中心とする地域生活拠点についても、基本的な方向性である統廃合・複合化による総量の削減や、全市的な観点による再配置などを前提に、地域ごとの現状・課題を踏まえた施設のあり方に関する方向性を定め、取組を着実に進めていく。
- ▶これらを進めるにあたっては、環境保全、防災・減災、観光振興など、本市が推進している各種施策などとの整合性や連携などについても考慮することにより、事業効果の拡大を図ることで、本市行政の推進に寄与することをめざす。

「新たな文化施設の整備に関する有識者会議」設置要綱

(名 称)

第1条 この会議の名称は、「新たな文化施設の整備に関する有識者会議」(以下「会議」という。)

(目 的)

第2条 会議は、鳥取市が第11次総合計画に政策として掲げる「文化芸術の薫りあふれるまちづくり」を踏まえ、文化芸術の振興を図るにあたって、展示・ホール機能等を有する新たな文化施設の整備について、市民ニーズの把握や必要な規模・機能等について、全市的かつ幅広い観点から検討を行う。

(会議の構成)

第3条 会議は、委員10名以内で組織する。

2 会議は、学識経験者、文化芸術従事者の中から市長が委嘱する者をもって組織する。

(検討事項)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について、検討を行う。

- (1) 展示・ホール機能等を有する文化施設の役割の明確化
- (2) 展示・ホール機能等を有する文化施設の必要な機能・規模等の明確化
- (3) 新たな文化施設の整備に関する基本構想の策定

(役 員)

第5条 会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、会議において委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会議を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第 9 条 会議は、会長又は事務局が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議は、代理を含む構成員の半数以上の出席により成立する。

4 議事は、代理を含む出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議に、関係行政機関等の職員または会長が必要と認める者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第 10 条 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第 11 条 会議の事務局は、鳥取市企画推進部文化交流課が担当する。

(有効期間)

第 12 条 この要綱の有効期間は、第 7 条に定める委員の任期が終了するまでとする。

(補 則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

各会議の進め方（案）

開催日		議題
第 1 回	8 月 29 日	<p>※本会議の位置づけの確認、検討内容の全体像の紹介と初期的意見交換</p> <p>1. 有識者会議の目的・役割（→議論して頂く内容・方向性を確認）</p> <p>1) これまでの検討経過、基本方針の説明(文化施設の方向性)</p> <p>2) 本会議の目的(基本構想策定にあたり専門的なご意見を頂く旨)</p> <p>3) 各会議の進め方(案)(本議題(案)の説明)</p> <p>2. 委員による意見交換</p> <p>1) 本会議でご検討いただきたい事項についての論点、問題認識のご紹介</p> <p>2) 各論点、問題認識に関しての委員による意見交換</p> <p>①ひと×文化芸術：市民の今後の文化芸術活動について</p> <p>②施設×文化芸術：新たな施設の機能について</p> <p>③まち×文化芸術：新たな施設や活動とまちの関わり方について</p> <p>3. 今後の予定（会議日程等）</p>
第 2 回	10 月	<p>※ひと(活動)～施設(機能)：各施設の現詳細や先進事例を踏まえた、今後の施設のあり方に関する議論（頭出し）</p> <p>1. 各施設の現状（施設の使われ方）とニーズ</p> <p>－利用実態（施設の使われ方）</p> <p>－関係団体のヒアリング結果</p> <p>2. 他都市事例/先進事例等の紹介</p> <p>－先進事例</p> <p>－事業者（プロモーター）のヒアリング結果の共有</p> <p>3. 委員による意見交換</p> <p>今後の施設の機能・規模、あり方の方向性に関する議論</p>
第 3 回	12 月（仮）	<p>※施設のあり方（機能、単体・複合）に関する議論</p> <p>1. 市民意向に係る調査結果の報告</p> <p>－ワークショップ、Web アンケートの実施結果</p> <p>2. 新たな文化施設のあり方について</p> <p>－機能・規模、単体・複合、運営体制のイメージ</p> <p>3. 基本構想（素案）</p>
第 4 回	2 月（仮）	<p>※基本構想（案）に関する意見聴取</p> <p>・基本構想（案）</p>